

IV 他の都道府県からの高等学校入学志願者等 に関する手続について

1 他の都道府県（以下「他府県」という。）から和歌山県立高等学校を志願する者の手続について

(1) 和歌山県立高等学校全日制課程への志願者

ア 他府県から和歌山県立高等学校全日制課程に入学を志願する者で、次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当するものは、出願にあたって、県教育委員会の許可を受けなければならない。

（ア）本人及び保護者の住所が和歌山県内にあるか、入学日までに和歌山県内に居住が確実な者

（イ）隣接他府県に居住する者で、和歌山県立高等学校以外の高等学校の所在地が著しく遠隔で、通学が困難であると認められる者

（ウ）居住する他府県の高等学校に志望する学科が設置されていない場合で、その住所から和歌山県内の高等学校に通学できる者

イ 申請手続

（ア）該当者は、和歌山県立高等学校進学許可願（以下「進学許可願」という。）（別記第1号様式）に特別事情を証明する書類を添えて、原則として令和6年12月26日（木）から令和7年1月16日（木）までに（県）学校教育局県立学校教育課長に提出しなければならない。

（イ）特別事情を証明する書類は、別表のとおりとする。

ウ 覚書等による協定区域内に在住の志願者については、上記イの申請手続は要しない。ただし、別に通知する出願手続によること。

(2) 和歌山県立高等学校全日制課程4分校への志願者の特例

ア 次に示す高等学校を志願する者は、前号によることなく他府県から出願することができる。

海南高等学校美里分校 有田中央高等学校清水分校

日高高等学校中津分校 南部高等学校龍神分校

イ 特例による入学者数

各校の募集定員に対する割合は次のとおりとする。

学 校 名	学科名	全国募集枠 (募集定員に対する割合)
海南高等学校美里分校	普通科	10%程度
有田中央高等学校清水分校	普通科	10%程度
日高高等学校中津分校	普通科	特に定めない
南部高等学校龍神分校	普通科	特に定めない

ウ 申請手続

該当者は、証明書（別記第2号様式）を出願時の提出書類に添付し、志願先の高等学校長に提出すること。

(3) 特色化選抜への志願者

他府県から特色化選抜を実施する高等学校に入学を志願する者は、「第1 特色化選抜」に示している手続を行うこと。

(4) 和歌山県立高等学校定時制課程への志願者

他府県から和歌山県立高等学校定時制課程に入学を志願する者は、和歌山県内に居住又は勤務することを証明する資料（事業主雇用証明書等）を入学願提出時に添付し、志願先の高等学校長の許可を受けなければならない。

2 海外から和歌山県立高等学校を志願する者の手続について

海外に居住し、和歌山県立高等学校に入学を志願する者は、入学日までに和歌山県内に居住が確実であり、県教育委員会の許可を受けた者でなければならない。

なお、特別な事由により、保護者と和歌山県内に居住できない場合は、その旨の許可も受けること。

該当者は、次に示す書類を、原則として令和6年12月26日（木）から令和7年1月16日（木）までに（県）学校教育局県立学校教育課長に提出しなければならない。

- (1) 進学許可願（別記第1号様式）
- (2) 海外に居住することを証明する書類（日本大使館や総領事館発行の在留証明書等）
- (3) 特別事情を証明する書類（別表及びその他県教育委員会が求めた書類）

3 留意事項

- (1) 別記様式については、（県）学校教育局県立学校教育課において交付する。
- (2) 申請時に係る書類等の提出にあたっては、次のことに留意するものとする。
 - ア 申請時に係る書類等は、保護者又はこれに代わる者が直接持参又は郵送するものとする。
 - イ 審査結果の連絡のため、返信用封筒（長形3号に宛先を明記し、特定記録郵便で返信のため、320円切手をはることを）を必ず添付するものとする。
- (3) 許可された申請者には、進学許可願の写しに許可印を押印して返還するので、志願先高等学校に入学願を提出する際に必ず添付すること。
- (4) 申請期間以後の保護者の転勤等、特別な事情が生じた場合は、（県）学校教育局県立学校教育課長と協議することができる。
- (5) 他府県からの志願者に関わって中学校長から高等学校長に提出する調査書等については、「I 令和7年度和歌山県立高等学校入学者選抜（全日制課程・定時制課程）実施要項」第2第6項によるものとする。

<参考> 他府県の公立高等学校を志願する者の手続について

- (1) 本県内中学校卒業生（令和7年3月卒業見込みの者を含む。）で他府県の公立高等学校に入学を志願する者は、当該他府県（市町村）教育委員会（以下「志願先府県等」という。）が指定する様式による申請書を、志願先府県等に提出しなければならない。

なお、それぞれの志願先府県等の規定について、あらかじめ問い合わせるなど、期日に遅れることのないよう留意すること。
- (2) 前号の事情具申のため、本県に願い出を必要とする場合は、志願先府県等に対する願い出を（県）学校教育局県立学校教育課長に提出するものとする。

別表（第1項、第2項関係）

特別事情の内容		必 要 書 類
1	転住による場合	(1) 現住所の住民票謄本 (2) 次のいずれかの書類 ア 公営住宅、公社社宅等の場合は、入居決定通知書（写） 又は転住できることの住宅管理者の証明等 イ 借家の場合は、家主との賃貸契約書（写）等 ウ 家屋新築の場合は、建築確認申請書（許可印押印のもの） （写）及び建築工事施工契約書（写） エ 家屋購入の場合は、売買契約書（写）等 オ 保護者の転勤等による転住の場合は、転勤先の転勤証明 又はこれに代わる営業許可書（写）等
2	両親が別居しており、和歌山県内にいる親と同居する場合	(1) 現在同居している親の住民票謄本と和歌山県内の親の住民票謄本 (2) 両親と本人の続柄がわかる戸籍抄本又は記載事項証明書
3	養子縁組による場合	(1) 養子縁組が証明される戸籍抄本もしくは記載事項証明書 又は家庭裁判所の許可証明書 (2) 実父母又は養親の住民票謄本
4	両親と死別等のため、和歌山県内の両親以外の者と同居する場合	(1) 両親、親族等と本人との続柄のわかる戸籍謄本、戸籍抄本 又は記載事項証明書 (2) 本人及び本人と同居する親族等の住民票謄本
5	前記1～4以外で、特別の事情のある場合	前記1～4の必要書類の例に準じて、客観的に事情を証明する書類

(注) 上記1～4については、いずれも(1)及び(2)の書類を添付すること。